

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成20年9月9日

久慈地方振興局長 和 嶋 憲 男

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) サンデー種市店 九戸郡洋野町種市第23地割字小橋90番1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社サンデー
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社サンデー
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成21年4月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,852平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 76台
  - イ 出入口 2箇所
- (7) 駐輪場の収容台数 54台
- (8) 荷さばき施設の面積 58平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 22立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア 開店時刻 午前8時（年間15日に限り午前5時）
  - イ 閉店時刻 午後9時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後9時30分まで（年間15日に限り午前4時30分から午後9時30分まで）
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後8時まで

2 届出年月日 平成20年8月22日

3 縦覧場所 久慈地方振興局企画総務部及び洋野町役場